

⑤ 出資金払戻請求兼組合（加入・増資）申込書

（組合員がお亡くなりになられてから 90 日を過ぎて後継者が相続するときに提出します。事業年度末 6 月 30 日に脱退となり、申請人は次回総代会後に組合員となります。）

平成 年 月 日

東国東郡森林組合長 殿

1. 出資金の払戻し請求について

① 死亡した組合員の住所・氏名・口数

住所：	
氏名：	
口数：	口 円

② 相続開始（死亡）年月日 平成 年 月 日

③ 出資金の持分の全部について申請人が相続していることに相違ありません。

④ 森林組合法第 37 条第 2 項及び定款第 30 条第 1 項により、上記正組合員の相続人として、出資金の払い戻しを請求するとともに、組合員（加入・増資）申請致します。尚、払戻出資金については組合員加入又は増資の出資金に充当してください。

⑤ 申請人は定款第 8 条第 1 項による暴力団員等に該当しません。また、将来にわたっても該当しないことを確約します。

申請人	（組合員との続柄： ）
住所：	〒
氏名：	⑧
連絡先：	TEL：

2. 組合員（加入・増資）申し込みについて

下記により、貴組合に加入したいので申込み致します。（増資の場合は記入不要）

1. 加入者所有山林所在地	
2. 加入者所有山林面積	h a

（出資証券添付： 有 ・ 無 ）
添付無しの理由：
※添付無しの出資証券については再発行となり、以前の出資証券は無効となります。